

# 告 示

## 埼玉県告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、所沢航空記念公園の指定管理者を次のとおり指定した。

令和五年一月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地  
所沢航空記念公園マネジメントネットワーク  
埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地
- 二 指定の期間  
令和五年四月一日から令和十年三月三十一日まで